

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和3年9月4日 12時30分ごろ
発生場所	北海道増毛町増毛港西方沖 増毛灯台から真方位264° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯43° 51.0′ 東経141° 29.0′）
事故の概要	プレジャーボートなりこげⅡは、航行中、定置網に進入し、定置網が損傷した。
事故調査の経過	令和3年9月27日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート なりこげⅡ、5トン未満（長さ6.92m）
船舶番号、船舶所有者等	200-34660北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 網地等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、増毛港北西方沖及び南西方沖で釣りを行った後、船長が単独で操船に当たり、増毛港内のマリーナへ帰航する目的で、約20ノットの対地速力で手動操舵により右舷方の陸岸に沿って航行した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側に設置された背もたれ付きの操縦席に腰を掛けて両手で舵輪を操作し、沿岸に複数設置された定置網を避けようと陸岸を目視しながら約1.5～2Mの離岸距離をとって操船していたところ、増毛港の西方3M付近を通過した後、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>船長は、軽い衝撃を感じて操縦席に腰を掛けたまま目が覚め、周囲の浮き球等を見て、本船が予定進路から陸岸寄りに外れて航行し、増毛港西方の沿岸に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入したことに気付き、船外機を中立とした。</p> <p>本船は、本件定置網で作業中の漁船により船外機のプロペラに絡んだ網が取り除かれ、自力で航行してマリーナに戻った。</p> <p>船長は、本事故前夜の睡眠時間が、ふだんと同じ約6時間で、疲労を感じていなかった。</p> <p>同乗者2人は、1人が操舵室内左舷側の椅子で仮眠をとり、ほか1人が操舵室船尾側のデッキ上で釣り道具の片付けをしており、いずれ</p>

	<p>も本件定置網に向けて航行していることに気付いていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、同乗者が仮眠をとっていて会話をする相手がおらず、海上が平穏で、周囲に他船が見当たらなかったのが気が緩み、いつしか居眠りに陥ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、居眠りに陥った後、両手で操作していた舵輪から手が離れる際等に、無意識のうちに舵輪を陸岸方向に向く右側に回してしまったのではないかと本事故後に思った。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、マリーナへ向けて帰航中、船長が、居眠りに陥り、本件定置網に進入したことから、船外機のプロペラが網に絡まり、本件定置網が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、海上が平穏で、周囲に他船が見当たらず、気が緩んだ状態で、背もたれ付きの操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たっていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、手動操舵で操船中、居眠りに陥った後、両手で操作していた舵輪から手が離れる際等に、無意識のうちに舵輪を陸岸方向に向く右側に回したことから、本船が予定進路から外れて航行した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、マリーナへ向けて帰航中、手動操舵により単独で操船していた船長が居眠りに陥り、予定進路から外れて陸岸に向けて航行し、本件定置網に進入したため、船外機のプロペラが網に絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船者は、海上が平穏等、気の緩みが生じやすい状態で、背もたれ付きの椅子に座って操船を続けると、居眠りに陥ることがあるので、時々椅子から立ち上がったたり、窓を開けて外気に当たったりする等の、居眠りを防止する措置を採ること。</li> </ul>